## 「福島市立幼稚園預かり保育に関する条例」の一部を改正する条例制定の件

#### 1 条例(一部改正)の趣旨

幼児教育・保育の無償化の対象となる市立幼稚園預かり保育料に係る給付方法を変更するため、 所要の改正を行う。

### 2 条例の概要

市立幼稚園で行う預かり保育について、実施園や利用料金などについて定めるもの。

#### 3 条例改正の主な内容

第4条第1項にただし書きを追記し、無償化の対象となる児童が預かり保育を利用した場合の納付額について、無償化制度として支給されるべき施設等利用費を除いた額に変更し、保護者の 負担を軽減する。

#### 4 条例の施行日

令和5年4月1日から施工する。

#### 5 新旧対照表

# 改正後 改正前 (預かり保育料等) (預かり保育料等) 第4条 預かり保育を受ける園児の保護者は、園 第4条 預かり保育を受ける園児の保護者 児1人につき、日額 300 円を預かり保育料とし は、園児1人につき、日額 300 円を預かり 保育料として納付しなければならない。 て納付しなければならない。ただし、子ども・子育 て支援法(平成24年法律第65号)第30条の5 第1項に規定する施設等利用給付認定を受けた 保護者又は同法第30条の5第7項の規定により 施設等利用給付認定を受けたとみなされた保護 者の、小学校就学前子ども(同法第6条の「小学 校就学前子ども」をいう。)のうち同法第30条の 4第2号に該当する者に係る施設等利用費の給 付について、市長が同法第30条の11第3項の規 定による支払を受けるときは、市長は、子ども・ 子育て支援法施行令(平成26年政令第213号) 第15条の6第2項第2号に規定する額に相当す る額を 除いた額(当該額が0円を下回る場合に は、0円とする。)を徴収する。